

平成２４年７月２４日

第１回検討委員会の審議内容及び対応方針について

	No	審議内容	対応方針
都市計画公園・緑地	1	都市計画公園とは、必要性があるものを決定しているものであり、必要性があれば整備するもの。代替となる公園機能が無いものを「実現性の評価」が低いからといって「廃止」とするのではなく、もう少し慎重に評価するべきではないか。	見直し手順６「代替となる「みどり」の配置状況」において、見直し対象区域の機能と同等以上の代替機能が有ることを確認のうえ「実現性の評価」を行うよう修正。（７，８ページ）
	2	都市計画公園・緑地における代替機能の有無の検証について、有る無しの２択の判断は難しいのではないか。	見直し手順６，７代替機能の評価について、「同等以上である」「同等以下である」という判断に修正。（７ページ）
	3	都市計画公園・緑地の見直し手順では、上段で計画論，中段で公園単体の機能論，下段で面的に公園の機能論を評価していると理解しており，説明の仕方や見せ方を整理しておいた方がよい。	見直し手順１・２を「計画上の検証」，見直し手順３・４・５を「施設単体としての機能の検証」，見直し手順６・７を「エリアとしての機能の検証」として整理。（７，８ページ）
	4	公園・緑地の代替機能の評価の際に，社寺，路地を評価の対象に加えることで，京都らしい都市計画の見直しが出来るのではないか。	寺社林，河川については評価の対象としており，緑被率調査のデータ等を用いてより細かい「みどり」を評価の対象とできないか検討している。（８ページ）
土地区画整理事業	5	土地区画整理事業の見直し手順において，都市計画決定理由が失われているものは本来廃止しても問題がないにも関わらず，続きの検証をされている。当初決定理由以外の土地区画整理事業の必要性を丁寧に説明したらいか	土地区画整理事業の効果と課題を説明する資料を追加。（１０ページ） 見直し手順２において，「関連計画での位置付け」を明記。（１４，１５ページ）

	No	審議内容	対応方針
土地 区画 整理事業	6	公園・緑地の見直し手順では、必要性の検証がされているが、土地区画整理事業では、必要性の検討がされていない。 土地区画整理事業は面的な市街地整備手法の一つであり、公園・緑地は単体の都市施設である。違いを丁寧に説明することが必要である。	見直し手順 1，2 において，土地区画整理事業の計画上の必要性の検証を行っている。公園で検証している機能上の必要性の検証は，土地区画整理事業は整備手法のため，行わないが，見直し手順 4，5 において，区域内の市街地環境改善の必要性の評価を行っている。（14 ページ） 都市計画公園（施設単体整備）と土地区画整理事業（面整備）の違いを追加。（1 ページ）
	7	土地区画整理事業の見直し手順において，「課題がある区域」と「課題がない区域」の表現があるが，ここの表現は，「整備の緊急度」が高いか低いかが適しているのではないかな。	見直し手順 5「市街地環境の評価」について，「環境改善の必要性が高い区域」「環境改善の必要性が低い区域」という表現に修正。（14 ページ）
長期未着手の定義	8	「長期未着手」の長期の定義を考えるうえで，年代別に都市計画決定状況を整理したらいかがか。都市計画決定の数と時代背景を照らし合わせることで何か見えてくるのではないかな。併せて，完了したものと未着手のものをそれぞれ整理する必要があるのではないかな。	資料－3 参照
市民への説明	9	見直しを進めるに当たっては，近隣住民の意見を聞いて欲しい。	今年度にパブリックコメントを 2 回行い，来年度の都市計画手続きにおいて，都市計画ニュースの発行，説明会及び公聴会の開催を予定している。
	10	パブリックコメントについては，市民に分かりやすい資料の提示が必要である。	イメージ図の追加や文章を平易な表現に修正。